

# 保育の必要性の認定基準について

平成26年8月6日

御殿場市子ども・子育て会議資料

子ども育成課

# 1 子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定について

- (1) 幼稚園や保育所等といった教育・保育施設等を利用するためには、保護者からの利用申込みを受けた後、選考を経て入園(所)という手続きとなります。子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)では、利用申込みとは別に「支給認定」という手続きが新たに必要となります。
- (2) 「支給認定」とは、教育・保育施設等の利用を希望する保護者の申請に基づき、一人一人の子どもに対し、市町村が客観的な基準を基に「保育の必要性」の有無や「保育の必要量」を認定することをいい、この認定に基づき、市町村が給付を支給する仕組みとなります(新制度の適用を受けない施設等(私学助成による私立幼稚園や認可外保育施設等)の利用希望者には、この認定は不要です)。
- (3) 認定区分には次の3つがあり、保育の必要性があると認められた子どもは、さらに「保育の必要量」の認定を受けることになります。

## ◆認定区分

### 1号認定

保育を必要としない3歳以上の子ども

### 2号認定

保育を必要とする3歳以上の子ども

### 3号認定

保育を必要とする3歳未満の子ども

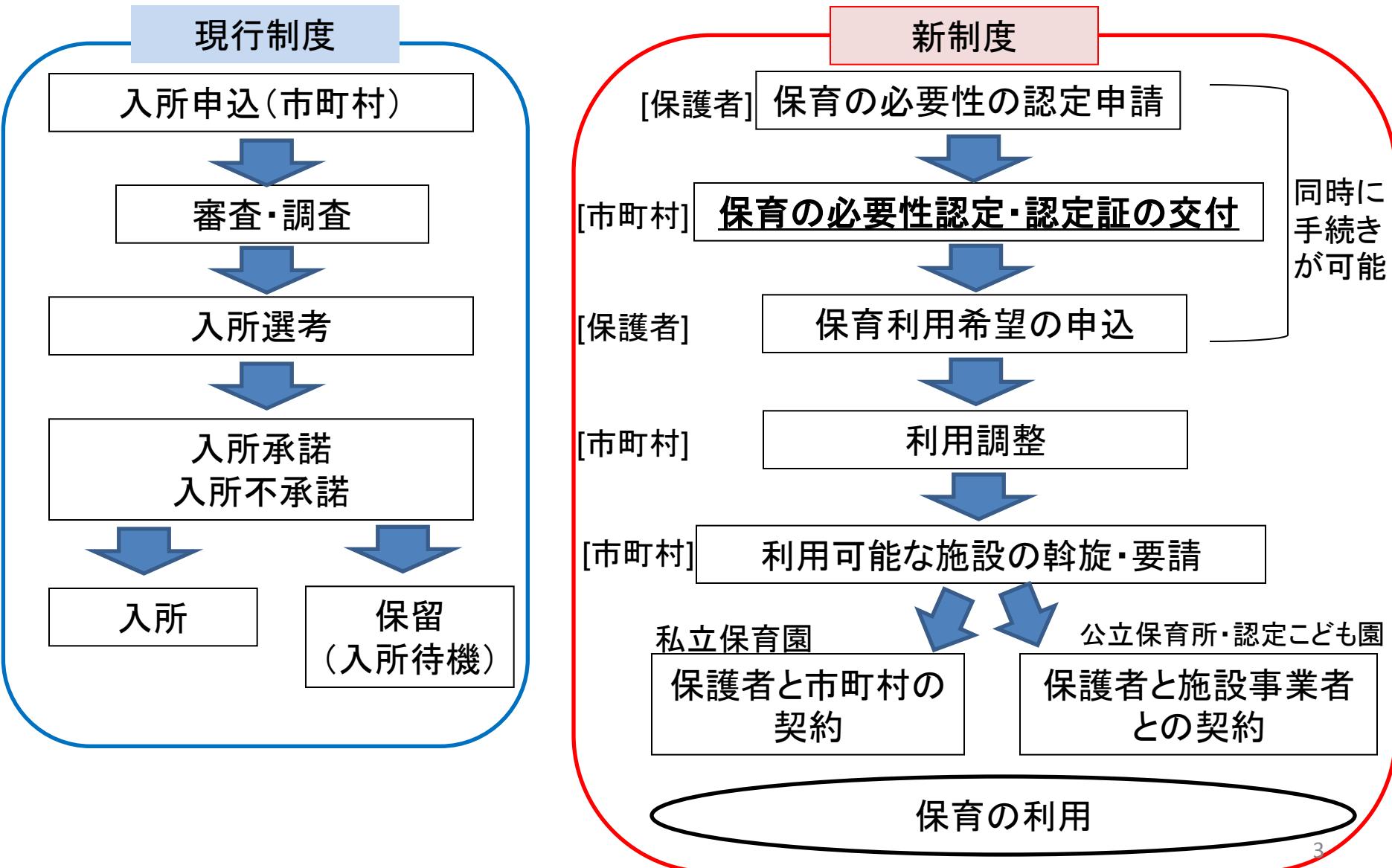
	保育の必要性なし	保育の必要性あり
3歳以上	<u>教育標準時間認定(1号認定)</u> 【利用する主な教育・保育事業】 <ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園</li><li>・認定こども園(幼稚園部分)</li></ul>	<u>保育認定(2号認定)</u> 【利用する主な教育・保育事業】 <ul style="list-style-type: none"><li>・認可保育所</li><li>・認定こども園(保育所部分)</li></ul>
3歳未満	<u>認定なし</u> 【利用する教育・保育事業】 <ul style="list-style-type: none"><li>・なし</li></ul>	<u>保育認定(3号認定)</u> 【利用する主な教育・保育事業】 <ul style="list-style-type: none"><li>・認可保育所</li><li>・認定こども園(保育所部分)</li><li>・地域型保育事業</li></ul>

保育必要量

保育短時間  
1日、最大8時間の  
保育利用が可能

保育標準時間  
1日、最大11時間の  
保育利用が可能

## 2 現行制度と新制度の入所申込手続の比較



### 3 認定基準について

保育の必要性の認定基準については、「事由」「区分」「優先利用」の3点について国が策定した基準に基づき、市町村が基準を策定する必要があります。(第3条・第4条・第5条関係)

#### «認定基準»

##### ①事由

- ・就労
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居親族等の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- ・その他市町村が定める事由

##### ②区分(保育必要量)

- ・保育標準時間  
1日11時間まで  
(就労時間の下限は、1か月あたり120時間程度)
- ・保育短時間  
1日8時間まで  
(就労時間の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする)

##### ③優先利用

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ・子どもが障害を有する場合
- ・育児休業明け
- ・兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ・小規模保育事業などの卒園児童
- ・その他市町村が定める事由

①「事由」・③「優先利用」の2点については、国が策定した基準のとおりとします。

②「区分(保育必要量)」の下限時間については、「5 区分について」のとおり経過措置を設けます。

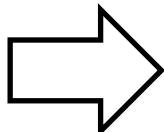
## 4 現行制度と新制度の入所要件の比較(第3条関係)

### 現行制度の保育に欠ける事由

- 1 家庭外労働
- 2 家庭内労働
- 3 出産
- 4 傷病等
- 5 病人の介護等
- 6 家族等の災害
- 7 その他

上記以外の本市の基準  
(国からの通知等によるもの)

- 1 産休・育休からの復帰
- 2 求職中
- 3 大学や専門学校等に就学
- 4 65歳以上



### 新制度の保育の必要性の事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める理由

※本市では、これまで「保育に欠ける事由」としてきたことが、新制度では「保育の必要性の事由」として明文化された。

# 5 区分について(第3条第1項第1号関係)

- (1) 「事由」のうち、「就労」については、「月48～64時間の範囲内で市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」とされました。ただし、新制度施行後の10年間は、「月48～64時間」という制限はなく、単に「市町村が定める時間」として良いという経過措置が設けられています。
- (2) 本市の現状をみると、現行の「保育に欠ける」就労要件は「月16日以上、1日5時間以上であり、単純計算すると月80時間以上の就労が必要になります。
- (3) 本市の現在の保育所の入所状況は、毎年度3月1日時点で150人程度の入所待ち児童が存在する状況(他市からの受託児童含む。)が続いております。
- (4) こうした状況を踏まえた上で、新制度施行後の本市における就労要件について、「御殿場市子ども・子育て会議(会長:神山保育園園長 本崎肇氏)」において協議いただいた結果、次の意見をいただきました。

## <御殿場市子ども・子育て会議の意見>

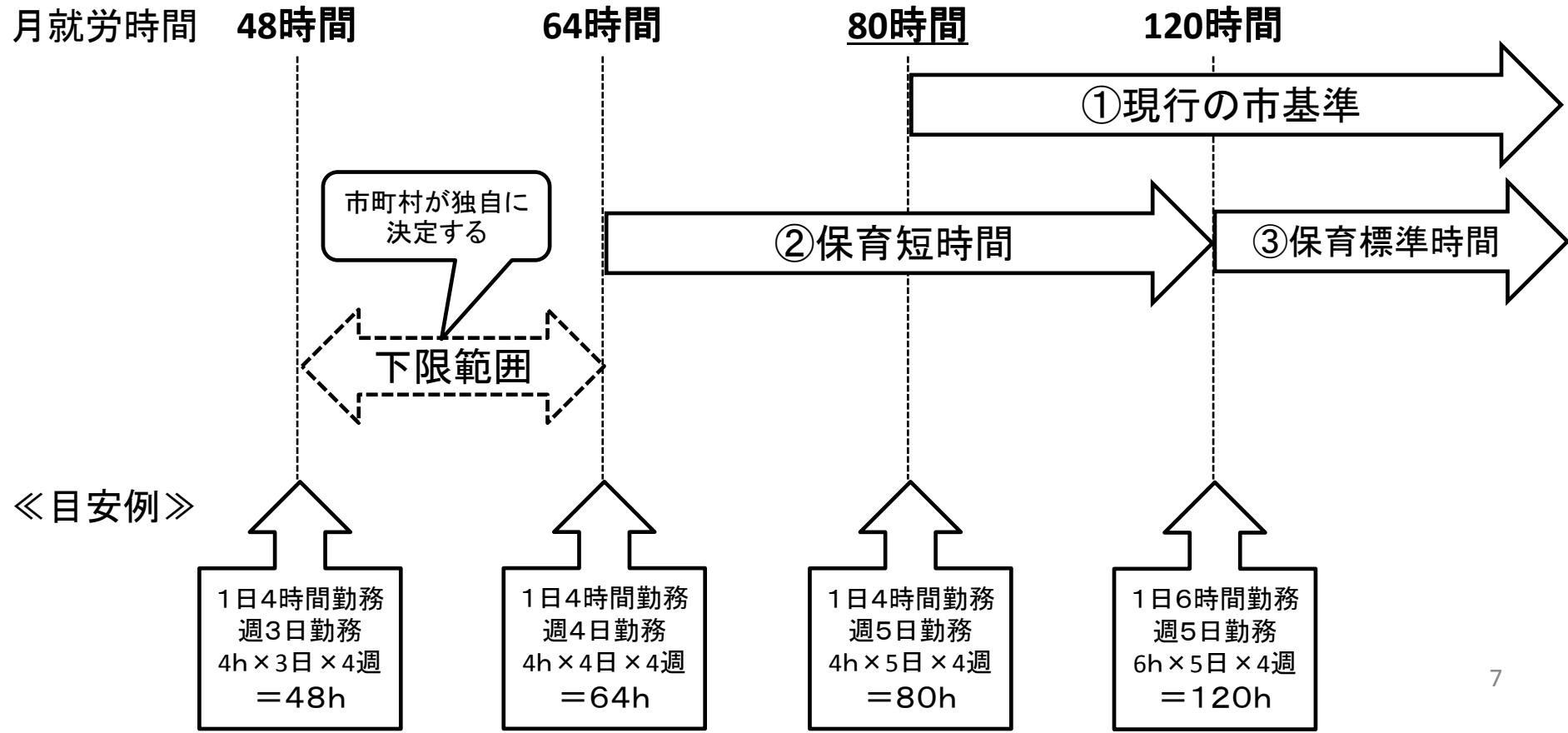
- ◎現状で入所待ち児童や待機児童が存在している状況下で就労要件を緩和することは新たな待機児童を増やすことに繋がるのではないか。
- ◎当初は、就労の下限時間は月80時間で計画を立てていただき、経過措置期間の10年間の中で月64時間に移行する計画としていただきたい。

これを受け、本市における新制度施行後の保育の就労要件は、当面「月80時間以上」とします。

## 6 就労時間の下限設定(第3条第1号関係)

- (1)現在の本市の家庭外労働の場合、1日5時間以上、月16日以上の就労していることが、入所要件となる。
- (2)子ども・子育て支援新制度では、保育標準時間及び保育短時間の区分があり、保育短時間については、1月48～64時間の間で、市町村が下限を定める必要がある。

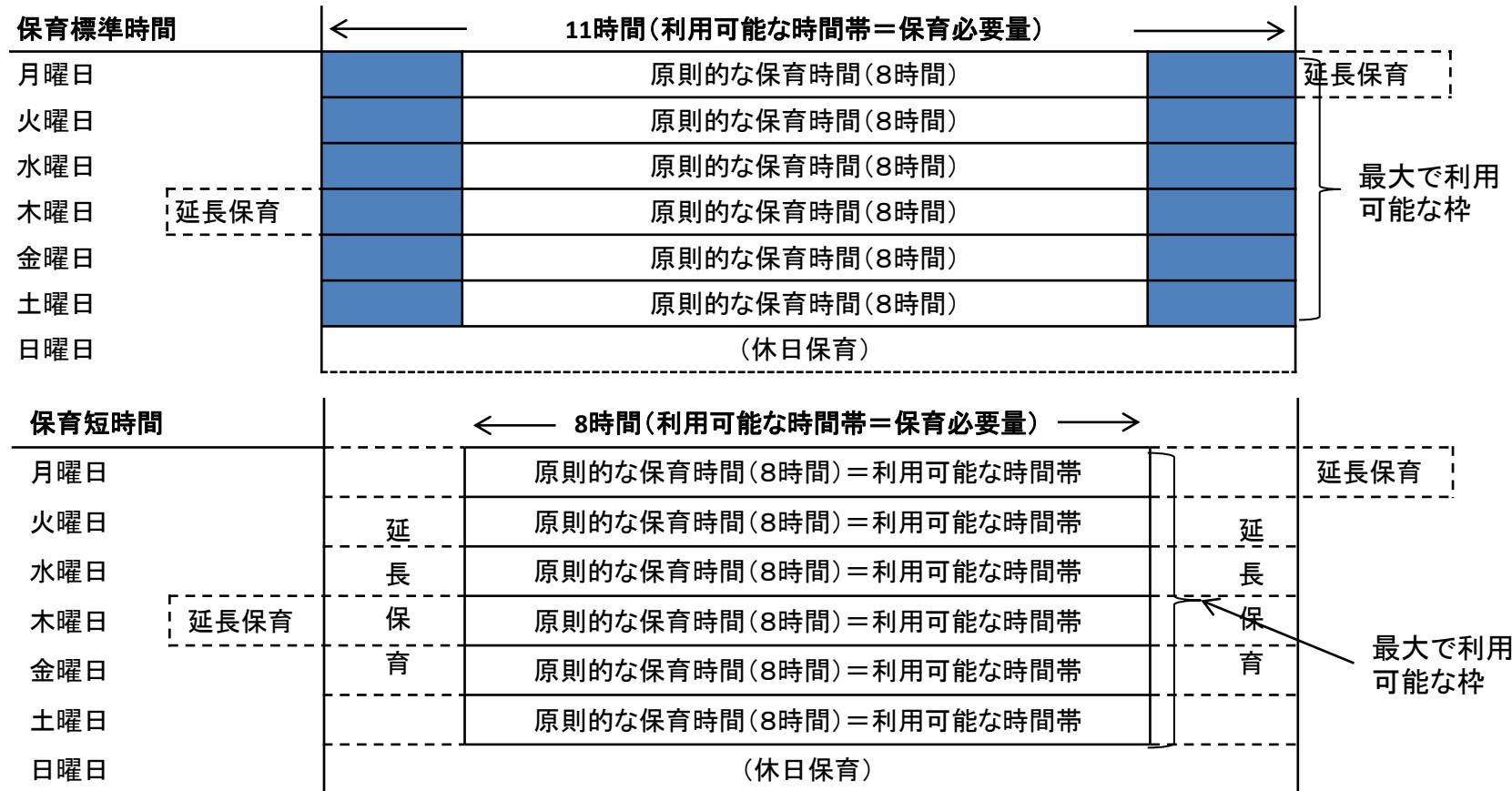
[イメージ図]



# 7 保育必要量の区分(第4条関係)

- (1)保育必要量は、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するもの。
- (2)現行制度では、保育に欠ける子どもについては、最大で11時間の開所時間の中で年間300日利用することができるが、実際には、親の就労している時間帯での保育を確保する観点や子どもの育成上の配慮の観点から、必要な範囲で保育を利用しているのが事態であり、現に土曜日に保育所を利用する子どもは平日より少なく、平日において閉園時間より前に迎えに来る保護者も多い。保育必要量と実際の利用との関係は、新制度においても同様である。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



※1か月の保育必要量の考え方 1日11時間(8時間) × 300日/12か月 = 275時間(200時間)

1日11時間 × 6日 × 31日/7日(週) ≈ 292時間

1日 8時間 × 6日 × 31日/7日(週) ≈ 212時間

# 8 関係法令(抜粋) №1

## 子ども・子育て支援法 (支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)
  - 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
  - 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

### (市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。
- 4 市町村は、第一項及び前項の認定(以下「支給認定」という。)を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者(以下「支給認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども(以下「支給認定子ども」という。)の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。
- 5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためにお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。
- 7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。